

令和４年度 学校いじめ防止基本方針

白河市立白河第三小学校

1 基本方針

(1) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、教師の目の届かないところで起きるものである。
- ③ いじめは、時として被害者と加害者が入れ替わりながら繰り返される。
- ④ 暴力を伴わないいじめであっても、場合によっては、重大事態となることがある。
- ⑤ 学級や部活動の無秩序や閉鎖性などの集団構造上の問題から発生することがある。
- ⑥ 加害者本人だけでなく、「観衆」（はやし立てたりおもしろがったりする存在）や「傍観者」（周辺で暗黙の了解を与えている者）が存在する。

(2) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

【いじめ防止対策推進法第2条の規定による】

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、次の点を踏まえて判断すること。

- ① いじめられた児童の立場に立つこと。
- ② 特定の教職員での判断ではなく、法律第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して判断すること。

(3) いじめと考える態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を言われる。
 - ア 身体や動作について不快な言葉を言われる。
 - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - イ 遊びやゲームに意識的に入れない。
 - ウ 席を離される。
- ③ 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ウ 靴に画鋲やガムをいられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ア 使い走りをさせられたり、万引きやかつ上げを強要されたり、登下校時に荷物を強制的に持たされたりする。
 - イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。

ウ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。

⑥ パソコン、携帯電話・スマートフォン、ゲーム機等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

ア ネット上の掲示板やブログ等に誹謗中傷の情報を載せられる。

イ いたずらや脅迫メールが送られる。

ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

（４）いじめに対する措置

いじめ防止対策推進法第２３条第１項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかにいじめ対策委員会に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。一人または複数の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法に違反していることを理解すること。また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

いじめ対策委員会において情報共有を行った後は事実関係を確認し、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すことを念頭に置いて対応する。加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消と捉えることができない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、様々な事情も考慮に入れながらいじめ対策委員会において判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも３か月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、さらに延長して経過を観察する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

①の期間を経て解消したかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを確認する。その際は、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、解消とした後も日常的に注意深く観察する。

2 いじめ防止等のための取り組み

(1) いじめの未然防止のための取組

① 児童がいじめを考える取組の実施

- ア 児童会を中心とした「いじめ防止キャンペーン」や全校的な場での話し合いを実施する。
- イ すべての学級で「いじめはいけない」ことや、「何がいじめなのか」について指導を行う。
 - ・「1の(2)いじめの定義、(3)いじめと考える態様」を具体的に指導する。
- ウ すべての学校で「ネット上のいじめ」をはじめとする情報モラルについての指導を行う。
 - ・「1の(3)いじめと考える態様、⑥」の内容を具体的に指導する。

② 保護者との連携の強化（下記のアカイのどちらかは実施する。）

- ア 懇談会におけるいじめ防止に関する話し合いの場をもつ。
- イ 家庭教育学級等でいじめ防止に関する講演会等を実施する。

③ いじめ対策に関する共通理解

- ア いじめ対策の方針や手だてを教職員が共通理解するための研修会をもつ。
- イ 保護者会等で、学校のいじめ対策に関する説明の場をもつ。

(2) いじめの早期発見に係る取組

① 定期的なアンケート調査の実施

- ア 児童対象のいじめに関するアンケート調査を実施する。

実施時期・・・4月・11月・2月

- イ 保護者対象のアンケート調査を実施する。

実施時期・・・11月

② 個別面談の実施

- ア 家庭確認を実施し、必要に応じて保護者から様子を把握する。

実施時期・・・5月

- イ 個別懇談を実施し、保護者から様子を把握する。

実施時期・・・12月

※定期的なアンケートの実施は、児童対象年間5回以上、保護者年間3回以上となっているが家庭確認や個別懇談をアンケートに替えて早期発見のための取組と見なす。

※アンケートは実施後、いじめがあり継続しているという回答があった場合は生徒指導主事に即時報告し、生徒指導主事は管理職へ第一報を入れる。その後、詳細を調査し、対策委員会等で対応を協議する。アンケートは実施後すべて生徒指導主事に集め、3年間保管する。3年を経過したものは処分する。

③ 校外の組織との連携強化

- ア 子ども見守り隊との意見交換会を実施する。
- イ 児童の通学や地域での生活の様子について情報収集の機会をもつ。

④ Q-Uテストをもとにした学級づくりの推進

- ア 実施時期・・・第1回 5月実施
第2回 10月実施

- イ 活用方法

- ・いじめ及び不登校の項目に該当する児童へ聞き取りを行う。
- ・学級担任と児童の教育相談を実施する。
- ・結果を踏まえ、学級経営の改善や新たな取り組みに生かす。